

II. 安全衛生及び環境配慮のマネジメント

① 安全衛生及び環境配慮のための体制

■ 基本方針・指針

JAMSTECの安全衛生管理は、労働安全衛生法や船員法等の労働関係法令に基づき各種委員会やパトロール、有害業務に係る作業環境測定、健康診断等を実施して職場の安全及び衛生の管理を行っているほか、ヒヤリハット事例・改善提案の収集、リスクアセスメントの推進、マネジメントシステム（PDCAサイクル）による継続的改善に努めています。

また、緊急事態が生じた場合に迅速に対応できるようマ

ニュアルを整備し定期的に訓練を行っているほか、職員の安全衛生の意識向上のため、安全衛生教育を実施しています。

一方、環境配慮活動については、平成17年4月の環境配慮促進法の施行に伴い、特定事業者として毎年環境報告書の作成と公表が義務付けられたため、これを契機として、平成18年3月に「環境への配慮に係る基本方針」を制定し、環境配慮活動に取り組むこととしました。また、それまで調査・観測活動を対象としたJAMSTEC全体としての環境配慮に関する指針は策定されておらず、更には海洋

安全衛生及び環境配慮に係る基本方針

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、その業務の遂行にあたっては安全と健康の確保を最優先とし、自由闊達で快適な職場環境の形成を促進するため、役職員が一丸となって安全衛生の諸活動に取り組みます。

また、海洋・地球・生命の統合的理解を目指す我が国の中核的海洋研究開発機関としての責務を認識し、喫緊の社会的ニーズに応えるとともに豊かな社会の実現及び持続可能な未来の構築に貢献します。

以上の決意のもと、機構は安全衛生及び環境配慮に係る基本方針を定めます。

【安全衛生】ゼロ災害・ゼロ疾病の希求及び健全・快活な職場環境の形成

機構は、事故・災害の発生を未然に防止するという断固とした意志のもと、個々がリスクを発信し、組織として共有する精神を持ち、ゼロ災害・ゼロ疾病を希求するとともに、役職員の心身の健康を保持・増進し、良好な人間関係の構築を図るため、次の活動を通じて健全で快活な職場環境を形成します。

- (1) 職場や作業に潜む事故・災害が発生するリスクを発見・把握・分析・解決し、事故・災害の発生を未然に防止します。
- (2) 上長が率先垂範して安全管理、作業環境管理、作業管理、健康管理を確実にを行い、安全衛生管理を徹底します。
- (3) 役職員相互のコミュニケーションの活性化を図り、多様な働き方を実現する働き方改革を総合的に推進します。

【環境】持続可能社会構築への貢献

機構は、研究開発機関として機構が保有する研究開発資源を最大限に活用し、次の活動を通じて持続可能な社会の構築とSDGs（持続可能な開発目標）やカーボンニュートラルの達成に貢献します。

- (1) 研究開発活動を通じて得られた地球環境変動に関わる科学的知見を広く社会に発信します。
- (2) 事業活動に伴う環境負荷の低減に資する行動を計画的に実施します。
- (3) 環境保全に係る国内外の規範の遵守は勿論のこと、更なる環境配慮活動の充実を図ります。

調査・観測活動に係る環境保全のための指針

独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、環境保全・生態系保全の観点から、海洋に関する基盤的研究開発の推進のための観測・調査研究及び技術開発等（以下「調査・観測活動」という。）の実施にあたり、以下の事項に配慮することとする。

1. 機構は、調査・観測活動を実施する場合は、国内の関連法令はもとより、基本的に「国連海洋法条約」「生物多様性条約」等の国際的な法規範を尊重する。
2. 機構は、調査・観測活動のために利用する機器、船舶及び無人探査機等の運用に際しては、環境保全及び生態系保全に配慮する。
3. 採取する試料については、環境の保全及び生態系の保全を最優先に考え、必要最小限に抑えるように努める。

における調査観測活動について、「国連海洋法条約」や「生物多様性条約」等により、環境保全という観点からの実施が必要とされている情勢を受け、「環境への配慮に係る基本方針」と合わせて「調査・観測活動に係る環境保全のための指針」を制定し、実施することとしました。

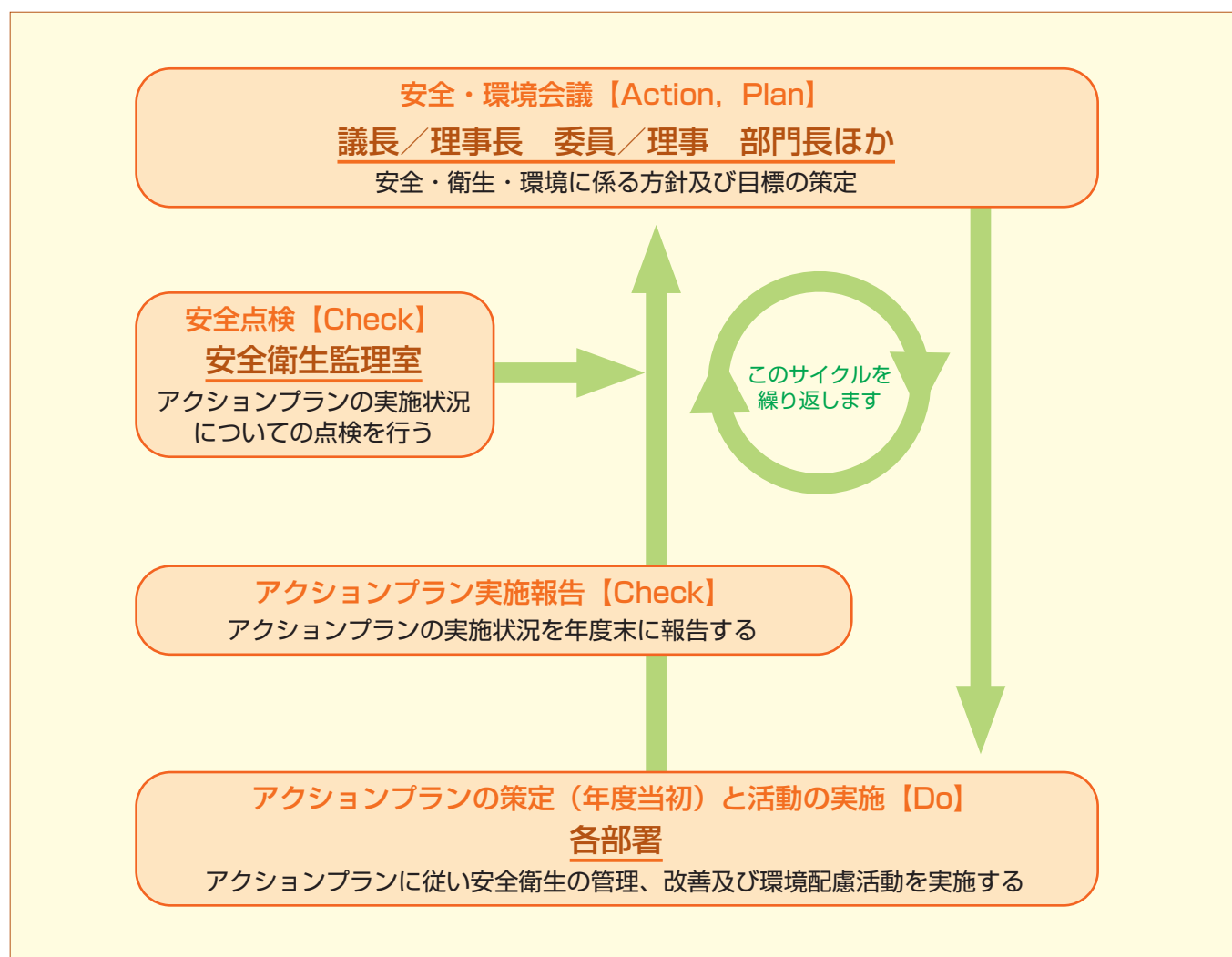
平成26年4月1日から5年間に及ぶ第3期中期計画の開始に伴い、安全衛生と環境配慮に係る基本方針を統合して新しく「安全衛生及び環境配慮に係る基本方針」を平成26年4月に制定しました。

■ マネジメントシステム

JAMSTECでは、安全衛生の管理と環境配慮活動に関する意思決定を、理事長を議長とする安全・環境会議で行っています。年度当初に開催される安全・環境会議では、安全衛生及び環境配慮に係る基本方針や、その年度の

安全衛生・環境配慮目標を定め、この基本方針や安全衛生・環境配慮目標を土台として、各部署それぞれがアクションプランを作成し、そのアクションプランに従って安全衛生の管理や改善活動及び環境配慮活動を行います。各部署はアクションプランの実施状況を次年度の安全・環境会議で報告することになっており、また必要に応じて安全衛生監理室の安全点検を受けることとしています。このアクションプランの実施結果や安全点検の結果を踏まえた上で現状の問題点や課題を分析し、それらの課題等を是正するように次年度の新たな目標の設定を安全・環境会議で行います。このような一連のサイクル（PDCAサイクル）により安全衛生及び環境配慮に係るマネジメントシステムの運用を行っています。

JAMSTECの安全衛生及び環境配慮マネジメントシステム



■ 地球温暖化対策実行計画

地球温暖化問題は、周知のとおり人類の生存基盤に関わる重大な課題ですが、我が国の地球温暖化対策は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」を主軸として種々の施策や取組みが進められています。

また、令和3年10月には、温対法に基づき政府により策定される「地球温暖化対策計画」及び同計画を踏まえて策定される「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（以下「政府実行計画」という。）」が閣議決定され、「政府実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を20

30年度までに50%削減することを目標とする。」との国が実行する地球温暖化対策の目標が掲げられました。

JAMSTECは、これまでもその研究開発活動を通じて、地球温暖化を始めとする地球環境変動の解明に取り組み、そこから得られた有益な知見を全世界に向けて発信してきたところであり、「地球環境変動の統合的理解とその予測」はこれからも継続して取り組むべきJAMSTECの重要な研究課題の一つです。このような地球環境の現状、JAMSTECが有している使命、そして政府の地球温暖化に関する施策に鑑み、現在及び将来に亘る人類の福祉に貢献するため、令和6年7月1日に「国立研究開発法人海洋研究開発機構地球温暖化対策実行計画」を改正し、地球温暖化対策を計画的に推進していくこととしました。

国立研究開発法人海洋研究開発機構地球温暖化対策実行計画（一部抜粋・要約）

1. 目標

政府実行計画に準じ、2013年度を基準として、JAMSTECの事業活動に伴い発生するエネルギー起源の二酸化炭素排出量を2030年度までに総量として50%削減することを目標とする。

2. 対象となる事業

本実行計画の対象となる事業は、JAMSTECが実施する全事業とする。

3. 具体的な温室効果ガスの排出の抑制等のための取組

(1) 基本的な考え方

本実行計画を推進するにあたっては、社会的・経済的な諸般の情勢を考慮しつつ、また、安全・衛生の確保及び有益な研究開発活動を阻害しない範囲において環境に配慮するという精神を念頭におき、「国立研究開発法人海洋研究開発機構安全衛生及び環境配慮に係る基本方針（平成26年4月25日制定）」の環境の項目に掲げる事項を具現化すべく、本実行計画に基づく諸活動に取り組むものとする。

(2) マネジメントシステムによる継続的改善

本実行計画を推進するにあたっては、PDCAサイクルによるマネジメントシステムの運用により、継続的に改善を行っていくこととする。

4. 評価

本実行計画の実施に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量の評価については、研究及び開発事業における原単位による評価を行うための指標の確立が困難であるため、原則として総量をもって評価することとする。ただし、事業の拡大等に伴う施設・設備の増設等に代表される公正な評価を妨げる変動要因については、そのつど分析を行い、その要因を明らかにするものとする。

5. 公表

本実行計画の実施結果については、「安全・環境報告書」において、毎年度その状況を公表するものとする。

6. 実行計画の見直し

本実行計画は、法令の改正や地球環境を取り巻く情勢等、社会的・経済的な要因を考慮し、必要に応じて見直すこととする。

■ 音波による構造探査における海洋哺乳類への影響緩和ガイドライン

JAMSTECでは、海域において音波による構造探査（マルチチャンネル反射法（MCS）、シングルチャンネル反射法（SCS）、海底地震計（OBS）による屈折法探査等）を実施していますが、この音波がクジラやイルカに代表される海洋哺乳類に対して悪い影響を与えるのではない

かと懸念され、問題提起されています。そこでJAMSTECでは、海洋の生態系や生物多様性の重要性を認識し、クジラ等の海洋哺乳類が棲息する海域で構造探査を実施するにあたり、その影響を最小限に抑えることを目的として平成25年11月に「音波による構造探査における海洋哺乳類への影響緩和ガイドライン」を定め、このガイドラインに従って構造探査を実施しています。

本ガイドラインの詳細は、<https://www.jamstec.go.jp/j/about/environmental/seismic.html>をご覧ください。

■ 令和6年度の目標と令和5年度の実績

安全・環境会議において定めた令和6年度の安全衛生・環境配慮目標と令和5年度の実績は次のとおりです。

令和6年度 安全衛生・環境配慮目標

(1) 安全及び衛生に関する事項

- ① 整理整頓の徹底と構内環境の保全（新規）
構内に保管されている物品の整理や廃棄、不衛生箇所の改善を励行し、適正な物品管理を推進するとともに安全な職場環境を形成する。また、構内各所の美化を推進し、構内環境を保全する。
- ② 緊急時における対処方法の再確認（継続）
担当業務・職場の緊急時における対処方法を再確認するとともに「緊急連絡体制」、「事象発生時の対応体制」を明確化し実効性のある体制を構築し、従事する者全員で共有する。また、必要に応じて訓練を行う。
- ③ 事故・トラブル防止のための職場環境の形成（新規）
気軽に改善提案を発信することのできる職場環境を形成する。
- ④ 安全衛生管理における法定義務の確認とリスクアセスメントによる安全確保の推進（継続）
担当業務・職場に関連する法、規程等を確認し、適正な業務執行を継続する。免許の保有、技能講習又は特別教育の受講、化学物質管理者、保護具着用管理責任者、作業主任者の選任など、担当業務において安全衛生管理上義務付けられている事項を確認する。担当業務に係る危険性・有害性を精査・改善（リスクアセスメント）し、事故・トラブルの発生を未然に防止する。
- ⑤ 多様な働き方がしやすい職場環境の形成（継続）
有給休暇の取得、テレワークやフレックスの活用、長時間労働の解消等、多様な働き方を可能とする取り組みを推進する。

(2) 環境に関する事項

- ① 省エネルギー及び温室効果ガス排出削減のための諸活動の推進（継続）
エネルギー価格の高騰を考慮し、省エネルギーをより一層推進する。また、地球温暖化対策のための政府及び機構の実行計画を達成するため、温室効果ガスの排出を削減するための諸活動を推進する。
- ② 環境に関するコンプライアンスの推進（新規）
廃棄物処理、海洋汚染の防止、エネルギー管理等、環境に関連する各種規範の要求事項を再確認し、環境に関するコンプライアンスを推進する。

令和5年度 安全衛生・環境配慮目標

(1) 安全及び衛生に関する事項

- ① 不安全箇所及び不衛生箇所の抽出と改善（新規）
構内に保管されている物品の整理や廃棄、不衛生箇所の改善を励行し、適正な物品管理を推進するとともに安全な職場環境を形成する。
- ② 緊急時における対処方法の再確認（新規）
担当業務・職場の緊急時における対処方法を再確認するとともに「緊急連絡体制」、「事象発生時の対応体制」を明確化し実効性のある体制を構築し、従事する者全員で共有する。また、必要に応じて訓練を行う。
- ③ 業務に供する物品の使用方法・性状の再確認と適正な利用（継続）
各種工具や保護具など業務に供する物品の使用方法や、実験等で使用する試薬（毒物・劇物・酸・アルカリ・有機溶剤など）の性状を再確認し、適正に利用する。
- ④ 安全衛生管理における法定義務の確認とリスクアセスメントによる安全確保の推進（新規）
担当業務・職場に関連する法、規程等を確認し、適正な業務執行を継続する。免許の保有、技能講習又は特別教育の受講、化学物質管理者、保護具着用管理責任者、作業主任者の選任など、担当業務において安全衛生管理上義務付けられている事項を確認する。担当業務に係る危険性・有害性を精査・改善（リスクアセスメント）し、事故・トラブルの発生を未然に防止する。
- ⑤ 多様な働き方がしやすい職場環境の形成（新規）
有給休暇の取得、テレワークやフレックスの活用、長時間労働の解消等、多様な働き方を可能とする取り組みを推進する。

(2) 環境に関する事項

- ① 省エネルギー及び温室効果ガス排出削減のための諸活動の推進（継続）
エネルギー価格の高騰を考慮し、省エネルギーをより一層推進する。また、地球温暖化対策のための政府及び機構の実行計画を達成するため、温室効果ガスの排出を削減するための諸活動を推進する。
- ② 施設・設備・機器の効率的運用推進及び構内環境の保全（新規）
各種業務に供する施設・設備・機器等の運用方法を再確認・分析し、省エネルギー・省資源、プラスチック使用量の削減、ペーパーレス化等効率的な運用を行うよう改善する。また、構内各所の美化を推進し、構内環境を保全する。

令和5年度の主な実績事例

実施内容（実績）	実施部署
【防災】手足が不自由なアビリティスタッフに配慮し、総合防災訓練の際には海洋生態研究棟 1 階に設置してある車椅子を使用した避難訓練を実践している。	海洋生物環境影響研究センター
【環境】各グループが占拠するスペースはグループリーダーが、共用部分は統括責任者が1-2か月に1度の割合での見回りを実施している。居室部において荷物の積み上げ箇所の改善や兼職者の居室移動に伴い、不用品廃棄を実施するなど構内環境の保全に努めている	大気海洋相互作用研究センター
【安全】空調更新工事の際、交流棟2階大会議室の壁及び1階食堂の天井からアスベストを含有した資材が認められたため、暫定的な封じ込めを実施している。今後、除去を予定している。	むつ研究所
【環境】エネルギー価格の高騰を考慮し、省エネルギーのための取り組みとして、 ① 大きな部屋の分割検討 ② 大電力を使用する時期の分散 ③ 空調及び照明の始動時間帯の調整 ④ クールビズ及びウォームビズの励行 を実施している。また、電気料金と温室効果ガス排出の削減のため、空調機器の運転調整等による省エネルギー対策を実施するとともに、老朽化した空調機器や照明設備を更新することで、温室効果ガス排出量を低減する計画を推進するとともに環境負荷の高い冷媒（代替フロン）の使用箇所を順次削減している。	むつ研究所
【安全】臨時研究補助員のなかには、民間会社を退職して来ている高齢者の方もいることから、作業を監督する研究者や技術員は重量物に限らず、事故を起こさないように配慮した作業計画を立案し、実施している。	海域地震火山部門
【防災】自衛消防隊各班において、テレワーク等で不在の場合の対処や昨年度の訓練を受けての改善点を検討してもらい、それらを取りまとめたうえで机上訓練を予定している。	国際海洋環境情報センター
【環境】老朽化した機器をフロン排出抑制法に適した機器（主に冷蔵・冷凍機器）に更新することで、温室効果ガス排出削減を推進している。	超先鋭研究開発プログラム
【安全】労働安全衛生パトロールにおいて、所有者の明示されていない資機材の放置、無記名薬液ボトルの放置、構内の整理整頓についてはパトロール時に細かく指摘し、改善対応を求めている。また、外壁タイルの劣化による破損や実験室の（高知大学が使用する機器の）コンセントが焦げていた事象をパトロール中に発見し、高知大学側に連絡している。	高知コア研究所
【環境】毎月の電気使用量・電気料金等を前年度と比較してメールで配信する他、各室の冷房・暖房温度設定の見回り、エアコンフィルターの清掃奨励、遮熱対策としてのブラインドやカーテンの利用を促すなど省エネルギーの取り組みを継続し、昨年度比で約1％程度の電気使用量を削減している。また、室内照明のLED化を促進している。	高知コア研究所
【衛生】事故トラブル・ヒヤリハットの事例紹介、年末大掃除の実施及びコンセント点検、加湿空気清浄機を使用した相対湿度の確保等、安全衛生の取り組みを網羅的に実施している。また、不用品（パネル）のリユースコーナーへの提供や視察の際、ペットボトルではなく紙のパッケージのお茶を提供する等、環境にも配慮している。	経営企画部
【防災】BCPの机上訓練において実践的なシナリオを作成し、安否確認システムを活用した訓練を実施している。	情報セキュリティ・システム部
【安全】外部講師を招いて本年1月に実施された安全セミナーは100人以上の当日参加者があり、参加者からの評価も高かった。	安全衛生監理室

ヒヤリハット・改善提案の事例紹介

場 所	事 例
横須賀本部	コンテナ置き場の夏島側において、落石と思われる大きな石が認められたため、作業の際には注意すること。 生態環境実験棟クリーンルームにおいて、過塩素酸がこぼれていたため、思わずキムタオルで拭いてしまったため、乾固台を焦がした。本人に怪我はなかったが、本来は有機物に反応する酸なので、水をかけて対応すべきであった。
横浜研究所	手指消毒のためのアルコールスプレーが各所に配置されているが、使用頻度が少ないアルコールスプレーについては、アルコールの劣化や雑菌が繁殖するなど衛生的でないため、アルコール設置場所を再検討し、使用頻度が少ないものは撤去するよう産業医より指導があった。また、古いアルコールに追加して使用しないように併せて指導があったため、労働安全衛生委員会で報告・周知した。 横浜研究所駐車場側の玄関前の歩道スペースにおいて、石のタイルが劣化によりところどころ破損し、むき出しになっている。段差ができており、砂利や石が道路の方に一部散乱しているため、補修を実施した。
むつ研究所	観測機材整備場1階北側非常階段においてレバーハンドルの緩みによりドアの開閉時にガタツキがあるため、レバーハンドルを交換した。 試料分析棟の北側ガスボンベ庫において、スズメバチの巣を発見したので、業者による駆除を実施した。
高知コア研究所	パトロール実施時、有機地球化学実験室において延長タップの焼損を発見したため高知大学へ指摘し、対応を依頼した。チャラーの必要電容量は100V20Aで、壁コンセントは100V20A仕様となっているが、途中で使用したOAタップは15A用だったため、OAタップの電気容量オーバーで高温となり焦げついたと考えられる。 A棟地下ピットにおいて、コアケースの片付け作業のため地下ピットに1名で長時間作業する場合があるが、作業環境が悪いことと緊急時の対応が困難であるため、地下ピットでの作業工程を洗い出し、技術支援Gで情報共有を行った。個人で対応する作業ではなく、グループ全体の作業とし、作業工程、作業日程を組み、実施することとした。
国際海洋環境情報センター	屋外において、電気ボックス（外灯用）のアース線が切れていたため、電気工事業者に問題がない事を確認のうえ、結線し直してビニールテープで保護した。 会議室において、OAフロアの配線通し口のカバーが外されていて、躓きの原因となるため、カバーを設置した。

② 安全衛生・環境関連委員会等の活動

JAMSTECが実施している研究や開発などの事業活動を円滑に行うためには、事故・トラブルの未然防止、作業場の作業環境測定などの衛生管理、エネルギーの効率的な使用、コンプライアンスの推進、リスク管理などを適切に行い、あらかじめ対策を取ることが重要です。JAMSTECでは、これらについてルールを整備して制度的に管理しているほか、分野ごとに以下の表に示す各種の委員会等を設置・開催し、その所掌に応じて安全衛生・環境に関係するいろいろな課題を審議し、懸案となる課題の解決を図っています。

また、比較的大規模なプロジェクトなどについては事前に個別の専門委員会を設置・開催し、課題解決のための対応を行っています。

安全衛生・環境・リスクマネジメント関連委員会等と設置の目的

委員会名称	設置の目的
安全・環境会議	JAMSTECの安全衛生管理の方針や目標、安全衛生と環境に関する重要事項を審議します。また、各安全委員会の所掌の調整も行います。
労働安全衛生委員会	職員の安全・衛生・健康の維持に関して調査・審議します。
衛生管理者連絡会	衛生に関する技術的事項の管理に必要な調査及び情報の共有を行います。
研究安全委員会	JAMSTECで行われる重要な調査・研究を安全に推進するための方策などを審議します。
化学物質安全委員会	試薬などに代表される化学物質の取扱いに関して、環境の安全や職員の健康と安全について調査・審議します。
遺伝子組換え等実験安全委員会	遺伝子組換え実験及びゲノム編集実験に関しての安全性を調査・審議します。
微生物等実験安全委員会	微生物実験に関しての安全性を調査・審議します。
放射線安全委員会	放射線障害の防止について、調査・審議します。
船内安全衛生委員会	学術研究船の船内における安全・衛生管理及び、火災予防等について調査・審議します。
エネルギー使用合理化推進委員会	エネルギーの合理的な使用について審議します。
リスクマネジメント委員会	リスクマネジメントに関する諸規程及び体制の整備やリスク対応等の推進について検討・審議します。